

地方税法等の改正に伴う八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和7年度税制改正により、令和7年（2025年）3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の改正が必要となった。これらの条例改正のうち、令和7年（2025年）4月1日に施行しないと支障が生ずるものについて、令和7年（2025年）3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分により条例の一部改正を行ったため報告する。

2 報告内容

（1）八王子市市税賦課徴収条例の改正

ア 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の申告について、マンション管理組合の管理者等から減額措置に係る必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用できることとするもの

イ 軽自動車税

種別割の税率区分について、令和7年度（2025年度）課税から新基準対応の原動機付自転車（以下「新基準原付」という。）の税率区分を設けるもの

※ 新基準原付とは、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの

※ 新基準原付の税率を2,000円（50cc原付と同額）とする。

ウ 法令等の改正に伴う規定の整備

地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するもの

（2）八王子市都市計画税条例の改正

地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するもの